

意見書

令和3年10月22日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和3年10月22日に開催した令和3年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業2箇所、港湾海岸高潮対策事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

1番 国道477号 菰野バイパス

2番 国道368号 上長瀬

1番については、平成20年度に事業に着手し、平成28年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

2番については、平成19年度に事業に着手し、平成28年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、1番、2番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、1番については、事業期間の延長が長期にわたるため、事業の計画的な執行を図り早期完了に努められたい。

(2) 港湾海岸高潮対策事業【再評価対象事業】

4番 長島港海岸

4番については、平成2年度に事業に着手し、平成13年度、平成18年度、平成23年度、平成28年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、4番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。